

公 告 第 2 号

平成 2 5 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 4 7 条第 2 項の規定による、当健康保険組合の平成 2 4 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び平成 2 5 年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成 2 5 年 2 月 1 日

ビックカメラ健康保険組合  
理 事 長 反 町 公 一 郎

記

1. 平成 2 4 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額

2 7 5 , 6 0 2 円

2. 平成 2 4 年度における標準報酬月額

2 1 等級 2 8 0 , 0 0 0 円

3. 適用年月日

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日